

【(案)令和5年度 利用者負担額(保育料)】 ※令和4年11月1日現在

◆1号認定子ども 0円

※別に、施設が定める「給食費」などががかかります。

※世帯所得が360万円未満相当の世帯のお子さん及び第3子以降のおさんは副食費(おかず・おやつ代)が免除されます。

◆2・3号認定子ども

○3歳以上児 0円

※別に、施設が定める「給食費」などががかかります。

※世帯所得が360万円未満相当の世帯のお子さん及び第3子以降のおさんは副食費(おかず・おやつ代)が免除されます。

○3歳未満児 下表のとおり

階層区分		保育料額	
		3歳未満児	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0
2	市町村民税額非課税世帯	0	0
3-1	市町村民税均等割のみ課税世帯	(8,000) 17,000	(7,900) 16,800
3-2	市町村民税所得割48,600円未満	(9,000) 19,500	(9,000) 19,300
4-1	48,600円以上 57,000円未満	(9,000) 24,000	(9,000) 23,600
4-2	57,000円以上 63,000円未満	(9,000) 24,500	(9,000) 24,100
4-3	63,000円以上 75,000円未満	(9,000) 25,000	(9,000) 24,600
4-4	75,000円以上 97,000円未満	(9,000) 25,500	(9,000) 25,100
5-1	97,000円以上 111,000円未満	31,000	30,500
5-2	111,000円以上 125,000円未満	35,500	34,900
5-3	125,000円以上 149,000円未満	41,000	40,400
5-4	149,000円以上 169,000円未満	41,500	40,900
6-1	169,000円以上 195,000円未満	44,000	43,300
6-2	195,000円以上 301,000円未満	44,500	43,900
7	301,000円以上 397,000円未満	44,500	43,900
8	397,000円以上	44,500	43,900

①副食費(おかず・おやつ代)は保育料に含まれます。

②第3-1階層から第4-2階層のうち、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢に関わらず上から1人目のおさんは基準額、2人目のおさんは半額、3人目以降のおさんは無料となります。

③第3-1階層から第4-4階層のうち、市町村民税額所得割額が77,101円未満の世帯で、「ひとり親世帯」「在宅障害者(児)のいる世帯」については、子どもの年齢に関わらず上から1人目のおさんは()内の金額、2人目以降のおさんは無料となります。

④第3-1階層から第8階層のうち、同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育園・幼稚園・認定こども園を利用または障害者通所施設などを利用している場合は、小学校就学前のお子さんから数えて最も年齢の高いおさんを基準額、2番目に年齢の高いおさんを半額とし、以降のおさんは無料となります。

⑤上記②③④に該当しない第3子以降3歳未満のおさんの保育料は、県の軽減事業に基づき上表より軽減されます。

※年度内に3歳の誕生日を迎えられた場合でも、保育料に変更はありません。

